

今後のスケジュール

第5回 社会保険未加入対策推進中部協議会 配付資料

日時：平成28年7月20日（水）13:30～15:00

場所：桜華会館 松の間

<p>平成28年度 6月頃 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 公共工事における社会保険未加入企業の排除 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体の発注工事において未加入企業の排除を図ることを入契法に基づき要請 □ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 立入検査による見積書の活用徹底 ✓ 再下請負についても活用徹底(下請指導ガイドラインの改訂) □ 加入すべき対象の明確化、周知・啓発の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 未加入の労働者の扱いについて明確化 ✓ 一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底に向けた周知 ✓ 就労形態に応じ加入すべき適切な保険について周知 □ 相談体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国社会保険労務士会連合会との連携の強化 ✓ Q&Aの充実等既存の相談体制の強化
<p>7月頃 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 法定福利費を内訳明示下見積書に関する周知・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 研修会の開催 ✓ 見積書の作成手順の充実(簡易版の作成等) □ 社会保険未加入対策に係る説明会の全国での開催
<p>平成29年度 4月 ～</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 元請企業の下請企業に対する指導責任の強化(検討中) □ 公共工事における社会保険未加入企業の排除 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 直轄工事における2次以下の対策(検討中) □ 「建設業者等企業情報検索システム」に加入状況の情報を追加(準備が整い次第)



目標年次到来を受け、目標の達成状況を評価

目標

「平成29年度までに事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」（平成24年1月の中建審とりまとめ）

検証方法(案)

(1) 企業別目標

- 建設業許可更新時等の加入指導記録等から検証

※平成24年11月から許可更新時等の加入指導を開始したため、許可更新が一巡するのは平成29年10月末

(2) 労働者別目標

- 統計(厚生労働省「雇用保険事業年報」「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」、総務省「労働力調査」等)を用いて加入率を推計し、検証

※従業員4人以下の事業所(厚生年金、健康保険)に雇用される労働者や適用除外の労働者の数については推計が必要

※データが公表されるまでに一定のタイムラグが生じる

スケジュール(案)

①平成29年4月頃

目標年次到来を受け、28年度末時点で把握可能な数値で目標の達成状況(途中経過)を検証

②平成29年11月以降

建設業許可更新時の加入指導一巡を受け、あらためて目標の達成状況を検証